平成２３年（フ）第２０８号
秋田県南秋田郡五城目町字下タ町71番地２
破産者　武石　茂信
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５８９号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２－９－101
破産者　滝沢勇一朗
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３６２号
さいたま市桜区白鍬125　ファザーランドホンムラ３号棟202号室、住民票上の住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目５番15号
破産者　西田はるみ
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３６３号
東京都北区赤羽南２－８－11　マイキャッスル赤羽南102、住民票上の住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目５番15号
破産者　西田　正弘
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
埼玉県上尾市本町３丁目３番１号　ロイヤルパイン上尾102
破産者　石戸　正裕
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４７号
さいたま市緑区太田窪３丁目10番３－101号、旧住所さいたま市緑区東浦和９丁目18番地４
破産者　岡田　正之
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
滋賀県彦根市池州町12番６号、開始決定時の住所滋賀県彦根市野瀬町138番地17
破産者　近藤　真紀
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４３号
滋賀県彦根市南川瀬町1106番地　104号
破産者　大菅　頼幸
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２４５７号
大阪府東大阪市荒川２丁目１番11号、開始決定時の住所大阪市浪速区日本橋東１丁目７番６号
破産者　森村　君代
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１８４号
大阪市西区新町１丁目34番２－1507号
破産者　角田　篤彦
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６９７号
大阪市東淀川区東中島３丁目２番２－601号、開始決定時の住所大阪市住之江区南港中５丁目６番21－404号
破産者　安田　賢一
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８４２号
大阪府寝屋川市豊里町27番２号
破産者　森　眞知子
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１８号
大阪府東大阪市稲葉１丁目13番26号、前住所大阪府東大阪市若江東町４丁目５番35号
破産者　清水工務店こと　清水　弘之
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６６８号
大阪市平野区瓜破西１丁目８番67号
破産者　クラフトミヤザキこと　宮崎　信二
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７６９号
大阪府枚方市牧野北町６番６－305号
破産者　城　南海子
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９３９号
大阪市北区本庄東３丁目８番４－910号
破産者　中田　秀子
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９５０号
大阪市淀川区宮原２丁目12番５－604号
破産者　大原　智美
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２００７号
大阪府東大阪市長田中４丁目１番28－A63号
破産者　久保　洋志
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１００号
大阪府守口市梶町３丁目32番地11号、住民票上の住所大阪府寝屋川市豊里町24番10号
破産者　森本　伸枝（旧姓山根）
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部